

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和5(2023)年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和6(2024)年1月26日 午後1時30分～午後2時		
開催場所	みよし市役所6階 601・602会議室		
出席者	(会長) 酒井 喜市 (会長職務代理) 島 典弘 (委員) 加藤 貴利、加藤 民子、永田 志麻、 石井 大、芳賀 真、大澤 和貴、久野 和美、 小嶋 俊和、西尾 央 (事務局) 深津福祉部長、岡田福祉部次長、藤森保険健康課長、 岡田副主幹、野々山保健師長、鈴木主任主査、丹羽主事		
次回開催予定日	令和6(2024)年7月(予定)		
問合せ先	保険健康課国保担当 岡田、鈴木 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス hoken@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文 議事録要約	要約した理由	
審議経過	1 あいさつ 2 協議事項 ・みよし市国民健康保険運営協議会答申について 3 報告事項 ・国民健康保険税賦課限度額の改正について ・第3期データヘルス計画について		
<会議録> 藤森保険健康課長	時間もまいりましたので、ただいまより「令和5年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。 それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。一同、礼。ご着席ください。 では、会議を始めます。本日の会議は約1時間程度を予定しております。また、本運営協議会につきましては公開の会議となりますので、ご了承をお願いします。 それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。 はじめに酒井会長より、あいさつをいただきたいと存じます。		

酒井会長	<p>寒さも一段と厳しく、新年も明けてはや1月が過ぎようとしています。</p> <p>本日、委員の皆さま方におかれましては、公私ともお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>また日頃から、本市の国民健康保険に対してご理解を賜り、厚くお礼申し上げますとともに、会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>前回の第2回国民健康保険運営協議会の中で、一般会計からの法定外繰入の削減を図りながら、被保険者の急激な負担増にならないよう、令和3年度の答申を見直し、今後5年をかけて標準保険税率に近づけることができるよう、令和6年度の税率案が承認されました。</p> <p>前回は県が11月に示した仮算定での標準税率を基に税率を設定していましたが、今月中旬に本算定での標準保険税率が示されたようです。</p> <p>前回の協議会の考え方を基本とし、本算定を基準として微調整した案を事務局が示すそうです。また、本日は、この税率を含めた市長に提出する答申書の案についても内容確認を行うこととなりますので、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、今回の運営協議会が本年度最後の協議会となる予定です。委員の皆様におかれましてはご協力ありがとうございました。昨年度に引き続き委員をつとめていただき、あと1年任期は残っているかと思えます。今後ともみよし市の国民健康保険事業へのご協力をお願い申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。</p>
藤森保険健康課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお本日、三浦委員と小野田委員が所用により欠席されていますのでご報告させていただきます。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、酒井会長よろしく申し上げます。</p>
酒井会長	<p>規定により議長を務めさせていただきます。</p> <p>議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。</p> <p>本日の出席者は11名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、今委員会は成立しています。</p> <p>はじめに、本日の議事録記名者の指名をしたいと存じます。</p> <p>加藤貴利委員と加藤民子委員を議事録記名者に指名しますのでお願いします。なお、議事録は要点記載とし、書記を保険健康課の丹羽主事にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>次第2協議事項の「みよし市国民健康保険運営協議会答申（案）について」、事務局より説明をお願いします。</p>
鈴木主任主査	<p>保険健康課の鈴木です。それでは、説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。</p> <p>協議事項の「みよし市国民健康保険運営協議会答申(案)について」</p>

ですが、前回の協議会において、ご決定いただきました令和6年度の国民健康保険税の改定案の内容につきましては、11月の仮算定での標準保険税率より算定させていただいておりましたが、今月愛知県から示された本算定の標準保険税率は、若干ではありますが医療分と介護分で変動がありました。その関係で、今回の答申(案)につきましては前回会議の決定事項に基づき一部、数値を調整して作成させていただきましたので、その内容につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料A3の資料1からご覧ください。

まずは、一番上の表ですが過去3年ほどの改正状況をお示しております。

上から2段目の2行の表ですが「標準保険税率(R6.1本算定)」をもとに、作成したものになります。

モデル世帯での計算になりますが、国保税の年間額で、500円程度が仮算定時よりも減っております。

次に(案)ですが、この案が先月の会議においてご承認いただいた令和6年度から令和10年度までの5年間で税率改正を行う案を採用したものととなります。

この運営協議会において毎年、運営についてご審議をいただき、令和3年度は税率改正の期間を2年間延長し、令和8年度までとしました。今年度においても12月の会議で税率改正の期間を2年間延長し、令和10年までとする方向性を示していただきました。

今回の本算定における数値を前回会議の令和10年までの5回で均等に負担増をお願いしていく案を作成させていただきました。

仮算定時の年税額と比較して、モデル世帯で200円減少となり、仮算定より少し減少しています。

令和7年度以降の税率、被保険者の負担については、毎年標準保険税率が示されることもあり、来年度以降に必要なに応じた検討が必要になることも考えられますが、令和6年度については令和10年までの5回で均等に負担増をお願いしていく案の税率を採用していただいております。

以上の内容を踏まえて次の資料2、答申案をご説明いたします。

令和5年7月28日付で市長より、国民健康保険税のあり方について諮問がありましたのでそれについての協議会の答申となります。

協議会の結論としては、令和6年度の国民健康保険税のあり方については、税率の改正が必要なこと、また、改正幅については、先程の(案)程度とすることが適当としております。

その理由は愛知県から示される標準保険税率はここ数年高いものとなっており、愛知県国民健康保険運営方針では、現行の保険税率のままでは赤字となってしまうため、本市においては健全な財政運営のためにも改正を進めていかなければならないことなどが示されており、平成30年度以降改正を進めてきました。

今年度の答申においても同様の考えで、被保険者の急激な負担増にならないよう考慮しながら、標準保険税率に近づけるための答申としていくことが妥当と判断した。と述べさせていただいております。

また、来年度以降に影響する付帯意見としましては、例年同じような内容になってしまいますが、今後も安定的な国保財政運営を図るために、当協議会の意見を4つ掲げています。

内容はつぎのとおりです。

(1) 愛知県から示された標準保険税率を考慮し、被保険者の国民健康保険税の急激な負担増にならないよう、計画的に一般会計から

<p>酒井会長</p>	<p>の法定外繰入を削減できるような税率設定とされたい。</p> <p>(2) 国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得については、引き続き国の定めた額とすることが望ましい。</p> <p>(3) 財源の安定確保、また公平性の観点からも国民健康保険税の収納率向上に今後も努力されたい。</p> <p>(4) 医療費抑制に資するため、特定健診・特定保健指導の受診率等の向上に、一層努められたい。</p> <p>このように、「みよし市国民健康保険税のあり方について」の答申書案を作成いたしましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局より説明いただきました、「みよし市国民健康保険運営協議会答申(案)について」、質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ご質問等無いようでしたら、ご審議いただきました、「みよし市国民健康保険運営協議会答申書(案)について」、原案を承認することでご異議はありませんか。</p> <p>ご異議の無い方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>以上で協議事項についての審議を終了します。</p> <p>その他につきまして、事務局より何かございましたらお願いします。</p>
<p>鈴木主任主査</p>	<p>その他の事項といたしまして、今回ご承認いただきました答申書にかかる今後の予定を申し上げておきたいと思えます。</p> <p>答申書につきましては、近く、酒井会長ならびに島職務代理者から市長へ提出していただくこととなっております。</p> <p>そして、これに基づき作成した「みよし市国民健康保険税条例の改正案」を3月に開会されます令和6年第1回みよし市議会定例会に上程し、可決されますと、正式に改正ということとなりまので、よろしくごお願いいたします。</p>
<p>酒井会長</p>	<p>ただ今、事務局から答申書にかかる今後の予定についての説明がありました。質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>特になければ、先ほどの説明に従って進めていただくこととします。</p> <p>以上で本日の予定を全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたる慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。</p>
<p>藤森保険健康課長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項ですが、国民健康保険税賦課限度額の改正について、事務局よりご説明いたします。</p>

鈴木主任主査	(説明)
藤森保険健康課長	続いて第3期データヘルス計画についてご説明いたします。
野々山保健師長	(説明)
藤森保険健康課長	報告事項は以上です。 福祉部長よりお礼の言葉を申し上げます。
深津福祉部長	<p>委員の皆様、本日も協議事項に対し、慎重にご審議いただきありがとうございました。</p> <p>今年度につきましても、市長から諮問があり、国民健康保険制度が複雑で難しいなか、国民健康保険加入者にとって重要な案件を審議し、答申を作成していただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。</p> <p>事務局といたしましては、国保事業の健全運営に向け引き続き鋭意取り組んでまいります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、健康保険事業の財源問題など解決しなければならないことが山積している中ではありますが、来年度につきましても今年度同様ご協力賜りますようお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、私からのお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。</p>
藤森保険健康課長	<p>以上をもちまして「令和5年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。</p> <p>令和5年度の国保運営協議会の全体での会議は今回で終了とさせていただきます。一年間大変お世話になりました。あらためて感謝申し上げます。来年以降もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>一同、ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。ありがとうございました。</p>